

定住促進奨励金

令和6年度
さらに内容が
拡充
されました

既存建築物除却事業を拡充！

内容	補助内容	備考
住宅新築	対象経費 × 1/10	上限200万円
住宅購入・増改築	(対象経費 - 100万円) × 1/10	上限100万円
家財道具搬出等	対象経費 × 1/3	上限10万円
NEW!! <u>既存建築物除去</u>	<u>対象経費 × 1/2</u>	<u>上限100万円</u>

住宅の新築・購入または改修が完了し、工事費支払い後6箇月以内に申請書に書類を添えて総合政策課へ提出してください。**工事完了日または登記日から6ヶ月経過していなければ**交付対象となります。

※その他、対象住宅及び対象者等については、別途条件がございます。詳細につきましては要綱をご確認ください。